

福山市神辺体育館使用について

○使用申請について

- (1) 使用許可申請については、月～金曜の8：30～17：15の間に神辺市民サービス課で受け付けをします。
- (2) 電話では空き状況の確認のみで、使用申請（予約）・変更・取り消し等の受付とはなりません。
- (3) 使用許可申請時には、施設使用の打ち合わせをさせていただきますので、使用する内容のよくわかる人が申請してください。
- (4) 使用許可申請後、使用許可書を交付するので使用料の納付をお願いします。
※使用許可書交付後は、やむを得ず使用できなくなっても使用料の返還は原則できません。
- (5) 使用日の変更については、使用許可変更申請をしてください。
- (6) 使用の際には、使用許可書を提示のうえ施設を使用してください。
- (7) 使用許可申請可能日が閉庁日の場合は、閉庁日の最も近い前開庁日から受付できます。
- (8) 同一人が引き続き5日を超えて使用することはできません。
- (9) 使用区分、時間区分等の使用申請受付期間は次のとおりです。

	使用区分	時間区分	使用申請受付期間
アリーナ	専用（全面）	午前・午後・夜間	使用日の3カ月前から
	区分専用（1/2・1/3）	午前・午後・夜間	使用日の10日前から
	個人使用	1回2時間以内	当日
弓道場	専用（全面）	午前・午後・夜間	使用日の3カ月前から
	個人使用	1回2時間以内	当日
会議室		午前・午後・夜間	使用日の3カ月前から

○使用できる主な競技種目

競技種目	ラインなど	備 品	備 考
バスケットボール	1面・2面	ゴール、デジタイマ	
バドミントン	6面	支柱、ネット、得点板、審判台	
バレーボール	2面（6人制） 2面（9人制）	支柱、ネット、得点板、審判台	
ソフトバレー	6面	支柱、ネット	
フットサル	1面・2面	ゴール、ネット	全面使用に限る
テニス（硬式・ソフト）	1面	支柱、ネット	全面使用に限る
卓球		卓球台、ネット、得点カウンター、フェンス	18台まで使用可
ミニテニス	6面	支柱、ネット	
弓道	3人立	巻藁	

○休館日 12月29日から翌年1月3日まで

○使用料について（2019年（令和元年）10月1日変更）

使用区分		時間区分	午前	午後	夜間	1時間
			9:00~12:30	13:00~16:30	17:00~21:00	
専用使用（全面）	アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	円 4,180	円 4,180	円 5,430	円 1,350
		営利を目的としない催物に使用する場合	16,750	16,750	21,780	5,430
		その他催物に使用する場合	33,510	33,510	43,570	10,880
	弓道場	高校生以下の児童・生徒	670	670	840	160
		一般	1,200	1,200	1,490	390
	会議室		930	930	1,610	310
区分使用	アリーナ	1/2使用	2,080	2,080	2,710	670
		1/3使用	1,350	1,350	1,880	460
個人使用	アリーナ	中学生以下の児童・生徒	1人1回（2時間以内）につき 50円			
		高校生以上の生徒・学生	1人1回（2時間以内）につき 70円			
		一般	1人1回（2時間以内）につき 100円			
	弓道場	高校生以下の児童・生徒	1人1回（2時間以内）につき 110円			
		一般	1人1回（2時間以内）につき 160円			

- 備考 1 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなします。
 2 時間区分1時間の欄の額は、時間使用又は延長して使用するとき適用します。
 3 この表において「専用使用」とは、アリーナ、弓道場又は会議室を一括使用することをいいます。
 4 この表において「区分使用」とは、アリーナを二分又は三分してそのいずれかの部分を使用することをいいます。
 5 この表において「個人使用」とは、専用使用されていないとき又は区分専用使用されている場合において他の部分が使用されていないときに使用することをいいます。

○附属設備及び備付けの器具类等使用料

※使用料の額は、1日当たりの額とする。

品名	単位	使用料	品名	単位	使用料
バレーボール用ボール・ネット	1組	670円	長机	1脚	50円
テニス用ボール・ネット	1組	670円	椅子	1脚	10円
バドミントン用ボール・ネット	1組	670円	放送設備	1式	1,560円
ミニテニス用ボール・ネット	1組	670円	マイク	1個	510円
バスケットゴール	1対	670円	スポーツタイマー	1台	510円
フットサルゴール	1組	670円	コンセント	1個	130円
卓球台・ネット	1組	270円			

○冷暖房設備及びシャワー設備使用料

使用区分	単位	使用料
冷暖房設備 会議室	1時間につき	360円
シャワー設備	1回につき	100円

【問い合わせ先】
 神辺市民サービス課
 電話（084）962-5000
 福山市神辺町大字川北1151番地1
 かなべ市民交流センター 2階